

賃 貸 借 契 約 書(案)

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って庁内LANシステム端末機（以下「物品」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 物品は、別紙1「明細書」のとおりとする。

（物品の納入）

第2条 乙は、物品を令和7年10月1日まで（愛媛県の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第3号）第1条に定める日を除く。）の執務時間中に、物品を稼働可能な状態にした上で、総務事務改革室内で仕様確認を受けた後、別紙2「庁内LAN端末機設置場所一覧」の場所に納入しなければならない。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする

（契約期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第4条 物品の賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が物品を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1ヶ月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 前項の規定による月額賃貸借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

（保守及び点検）

第5条 前条の賃貸借料には、物品の保守に係る費用を含むものとする。保守サービスの形態はオンラインサイト保守サービスとし、保守サービスの時間帯は原則として平日の勤務時間内（午前8時30分～午後5時15分）とする。ただし、特に緊急を要する場合には、この限りではない。

2 保守サービスは、甲から保守対応依頼を受けた後、保守対応できる技術者が半日以内に対応するものとする。ただし、担当職員から回復作業着手時間の指示がある場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の保守を、機器製造メーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けた機器製造メーカーは、甲の承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

（賃貸借料の支払い）

第6条 乙は、甲の使用した賃貸借料を四半期毎に取りまとめ、当該四半期の翌月10日までに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めるときは、これを30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第7条 甲は、前条の支払期限内に賃借料を支払うことができないときは、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた額を支払遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（物品の使用及び管理）

第8条 甲は、物品の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の

秘密を第三者に漏洩してはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。
(保険)

第10条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

- (1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換。
- (2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、この契約の定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当な金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物品を滅失又は使用不能(修理不可能)の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。
- (4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 乙は、契約保証金がなく、第1項又は前項の規定により契約を解除されたときは、契約金額を年額に換算した金額の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

5 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受ける利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する賃借料を乙に支払うものとする。

6 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

7 第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第14条 甲は、乙(第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、同当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第15条 甲は、第13条第1項若しくは第2項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(物品の返還)

第17条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物品を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、その限りではない。

2 機器返還時には、SSD内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去するなど、情報漏洩防止のための万全の措置をとること。

3 物品返還時の撤去に関する全ての費用は、乙の負担とする。

(契約保証金の返還等)

第18条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第3条の賃貸借期間が満了し、前条に定める借入物品の返還が完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利の譲渡)

第19条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(物品の移動)

第22条 甲は、物品を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約の効力の遡及)

第23条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日

よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

(協議)

第24条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

愛媛県松山市一番町4丁目4-2
甲 愛媛県
知事 中村時広

乙

庁内LAN端末機設置場所一覧

設置場所		設置台数 (台)
機関	住所	
総務事務管理室	松山市一番町4丁目2番地 NTT コム松山ビル7階	10
合計		10

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

別記

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。